○近畿地方整備局告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　一号　甲賀市水口町名坂字前台四一一番七から同市水口町泉字下川原一四五一番一地先まで

一般国道　八号　彦根市南川瀬町字中ノ池三九七番一地内

〃　滋賀県犬上郡豊郷町大字大町字川崎三九四番二から同町大字高野瀬字上荒木二四四番一まで

〃　東近江市宮荘町字五ノ坪一〇五番二から同市五個荘竜田町字高柳一四六番七まで

一般国道　百六十一号　高島市安曇川町青柳字貫正寺一五五六番一から同市安曇川町青柳字城ノ腰一二二〇番一〇まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月十三日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福井県大飯郡高浜町宮崎七七字西丁田一二番一から同町宮崎八六字南潮入一一番四まで	前	一四・二〇～一八・〇〇メートル　〇・二二〇キロメートル
	後	一四・二〇～一八・〇〇メートル　〇・二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県大飯郡高浜町宮崎七七字西丁田一二番一から同町宮崎八六字南潮入一一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月二十三日

○九州地方整備局告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十九年十月二十三日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年九州地方整備局告示第五十五号熊本都市計画道路事業三・三・九十三号益城中央線及び三・三・十三号水前寺秋津線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十九年九州地方整備局告示第五十五号の事業地に熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目を加える。

使用の部分　変更なし

五　収用の手続が保留される事業地　平成二十九年九州地方整備局告示第五十五号の収用の手続が保留される事業地に熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目を加える。

○北海道開発局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号	北海道紋別郡湧別町福島五一六番三から同町福島六〇五番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月二十三日

○北海道開発局告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　北海道紋別郡湧別町福島五一六番三から同町福島六〇五番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月二十三日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部